

住宅防音工事の 事務手続き について

防音工事

南関東防衛局 企画部

住宅防音第1課、住宅防音第2課



はじめに	1
A 住宅防音事業について	2
B 工事内容	6
C 事務手続について	7
1 交付申込書	9
2 現地調査	12
3 内定通知書	12
4 交付申請書	13
5 交付決定通知書	15
6 工事や設計の契約	15
7 着手報告書	17
8 遂行状況報告書	17
9 計画変更申請書	18
10 計画変更承認書	19
11 工事の完了	19
12 実績報告書	20
13 確定通知書	21
14 補助金の請求・支払	21

はじめに

このパンフレットは、住宅防音事業補助金交付申込書に併せて配付しているものです。

このパンフレットには、住宅防音事業の補助金交付の手続きを進めるために必要な事項を記載していますので、ご一読願います。

また、交付申込書や添付書類などにより、住宅防音工事の補助対象となるかを国が審査いたします。

なお、場合によっては住宅防音工事の補助対象とならないことがありますので、ご注意願います。

注意

偽りの報告で不正に補助金の交付を受けた場合は、**補助金を返還**していただくこととなります。

例えば、住んでいない方の住民票を移して、**居住している人数を偽り**、本来、防音工事の対象とならない居室について補助金の交付を受けた場合は、これに当たります。

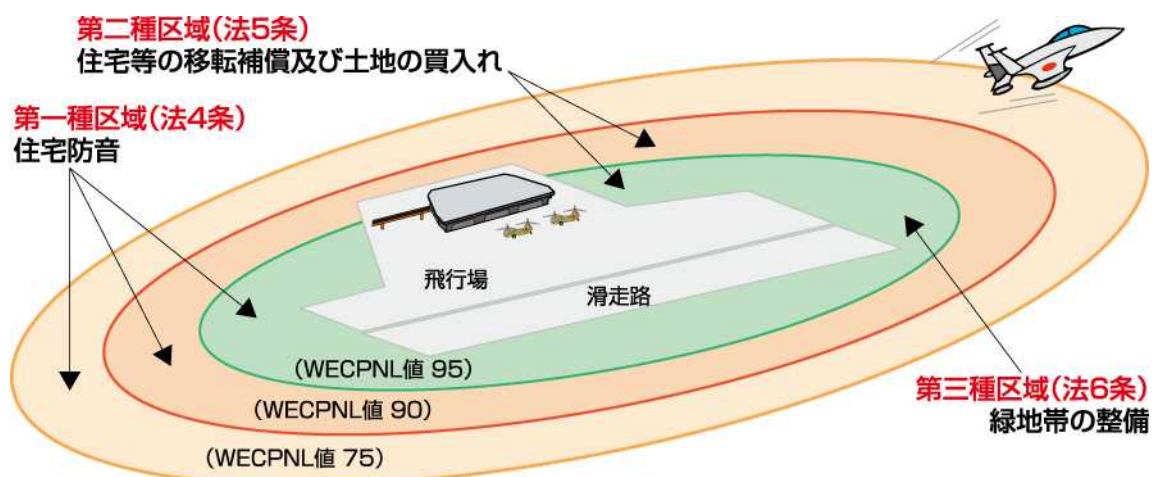
A 住宅防音事業について

A

住宅防音事業とは

住宅防音工事の対象区域（第一種区域）内に、指定される以前から所在している住宅の所有者や住民の皆様方が、航空機騒音による障害を防止し、または軽減するために行う防音工事に対して、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）」の第4条などに基づき、行われる補助事業です。

住宅防音及び移転補償等の対象区域



【WECPNL】

■WECPNLとは「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」（加重等価継続感覚騒音レベル）の略です。Wと略して使用します。

■音響の強度（dB（A）デシベル）、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量（総暴露量）を1日の平均として総合的に評価するもので、ICAO（国際民間航空機構）で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。

■なお、「航空機騒音に係る環境基準について」の一部改正（平成25年4月1日）により、航空機騒音のうるささを表す単位が変更されたことから、今後の第一種区域等は新たな単位で指定することとしています。

補助金の交付が受けられる住宅

A

住宅防音事業の種類

告示前住宅防音事業	防衛大臣が指定する第一種区域に、区域指定される以前から所在している住宅が対象となります。
特定住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在している住宅が対象となります。
告示後住宅防音事業	第一種区域に所在する住宅のうち、下表に記載する区域及び期日に所在してしる住宅が対象となります。

飛行場周辺の対象となる住宅

(厚木飛行場)

第一種区域	告示前住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
昭和54年9月5日に告示した区域 (防衛施設庁告示第18号)	昭和54年9月5日までに建築された住宅	昭和54年9月6日から昭和61年9月10日までに建築された住宅	平成18年1月の区域見直しによって指定した85W以上の区域として別に定める区域のうち、昭和61年9月11日から平成13年9月10日までに建築された住宅
昭和56年10月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第19号)	昭和56年10月31日までに建築された住宅	昭和56年11月1日から昭和61年9月10日までに建築された住宅	
昭和59年5月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第9号)	昭和59年5月31日までに建築された住宅	昭和59年6月1日から昭和61年9月10日までに建築された住宅	
昭和61年9月10日に告示した区域 (防衛施設庁告示第9号)	昭和61年9月10日までに建築された住宅		
平成18年1月17日に告示した区域 (防衛施設庁告示第1号)	平成18年1月17日までに建築された住宅		

(浜松飛行場)

第一種区域	告示前住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
昭和54年8月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第16号)	昭和54年8月31日までに建築された住宅	昭和54年9月1日から昭和56年7月18日までに建築された住宅	平成24年1月の区域見直しによって指定した85W以上の区域として別に定める区域のうち、昭和56年7月19日から平成3年7月18日までに建築された住宅
昭和56年7月18日に告示した区域 (防衛施設庁告示第10号)	昭和56年7月18日までに建築された住宅		
平成24年1月30日に告示した区域 (防衛省告示第33号)	平成24年1月30日までに建築された住宅		

(静岡飛行場)

第一種区域	告示前住宅防音事業の対象	特定住宅防音事業の対象	告示後住宅防音事業の対象
昭和56年10月31日に告示した区域 (防衛施設庁告示第23号)	昭和56年10月31日までに建築された住宅	昭和56年11月1日から昭和60年3月18日までに建築された住宅	
昭和60年3月18日に告示した区域 (防衛施設庁告示第2号)	昭和60年3月18日までに建築された住宅		

(区域指定・告示の詳細な内容については、各防衛事務所で縦覧できます。)

補助の対象となる工事区分及び居室数

防音工事の対象となる工事区分居室数は、
下記のとおりです。

- 工事実施箇所(居室工法)
- 工事実施箇所(ユーティリティ工法)
- 工事実施済み箇所

一挙防音工事	対象区域	75W以上の区域	<p>(例：世帯人員4名→5居室)</p>
	対象住宅	防音工事を実施していない住宅	
	居室数	居住人数に応じ、表第1（5ページ）の居室数以内の居室	

追加防音工事	対象区域	75W以上の区域	<p>(例：世帯人員4名→3居室＝5居室－2居室)</p>
	対象住宅	従前の新規防音工事（防音工事を実施していない住宅を対象とする防音工事で、補助の対象とする居住人数にかかわらず、2居室以内の居室に対して実施していたもの）のみを実施した住宅	
	居室数	居住人数に応じ、表第1（5ページ）の居室数から、新規防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内の居室	
	留意点	新規防音工事は、現在は実施しておりません	

防音区画改善工事	対象区域	75W以上の区域	<p>(例：世帯人員4名→5居室と廊下などを一つの区画)</p>
	対象住宅	表第3（5ページ）の住宅のうち、以下の住宅 ①防音工事を実施していない住宅 ②一挙防音工事又は追加防音工事を実施している場合は各工事の完了の日から10年以上経過した住宅	
	居室数	専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画と居室を一つの区画とします ①の住宅は、居住人数に応じ、表第2（5ページ）の居室数以内の居室 ②の住宅は、居住人数に応じ、表第2（5ページ）の居室数から防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内の居室	

外郭防音工事	対象区域	85W以上の区域 75W以上85W未満の区域 ・初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅に限定	<p>(例：世帯人員4名→全居室と廊下などを一つの区画)</p>
	対象住宅	防音工事を実施していない住宅 一挙防音工事又は追加防音工事を実施している場合は各工事の完了の日から10年以上経過した住宅	
	居室数	防音工事の実施の有無や居住人数にかかわらず、家屋全体を一つの区画とします	
	留意点	全居室に対して防音工事を実施した住宅は対象としていません	

表第1

表第2

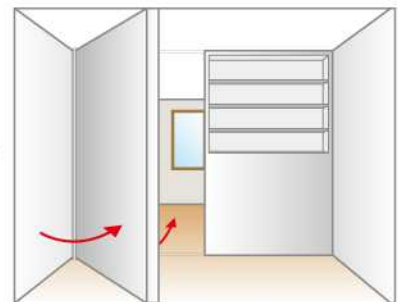
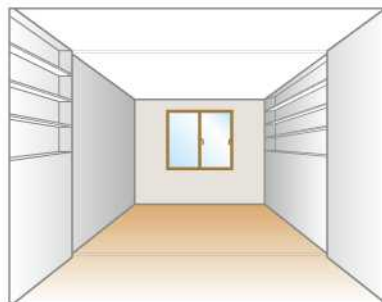
一挙防音工事または追加防音工事	
世帯人員	居室数
1人	2居室
2人	3居室
3人	4居室
4人以上	5居室

防音区画改善工事	
世帯人員	居室数
4人以下	5居室
5人以上	世帯人員に1を加えた居室

A

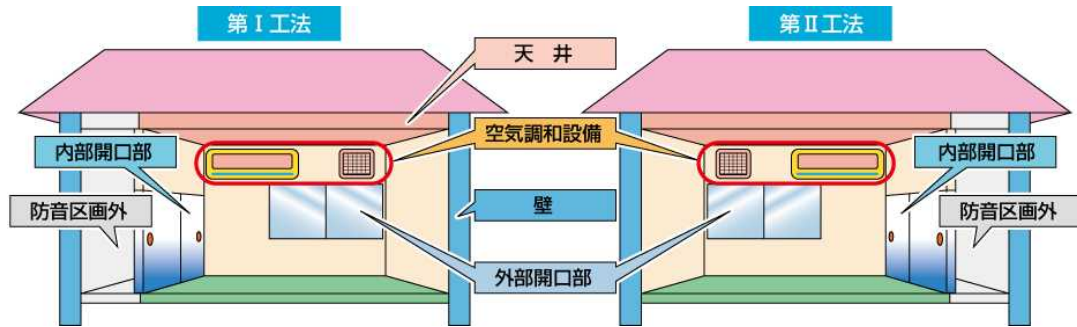
表第3

住 宅	内 容
バリアフリー 対応住宅	住宅内の段差等の障害を取り除いたり、または廊下等に手すりなどの補助器具を設置するなど、障害者や高齢者等の生活等に配慮された様式の住宅
フレックス 対応住宅	浴室、便所、専用調理室（台所）などの設備のある部分を除いた居室部分が、可動式の間仕切りにより区画され、家族構成または生活様式の変化に伴って必要とする部屋が自由に変えられる様式の住宅
その他の 対象住宅	次に掲げる者が現に居住する住宅 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者（同法別表第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる聴覚障害並びに同表第3項に掲げる音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害を有する者を除く。） イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者 ウ 介護保険法第7条第4項に規定する要支援者 エ その他の生活上車椅子等を要する旨の医師、民生委員または福祉事務所の長による証明がある者その他車椅子などによる生活を余儀なくされていることが明らかである者



B 工事内容

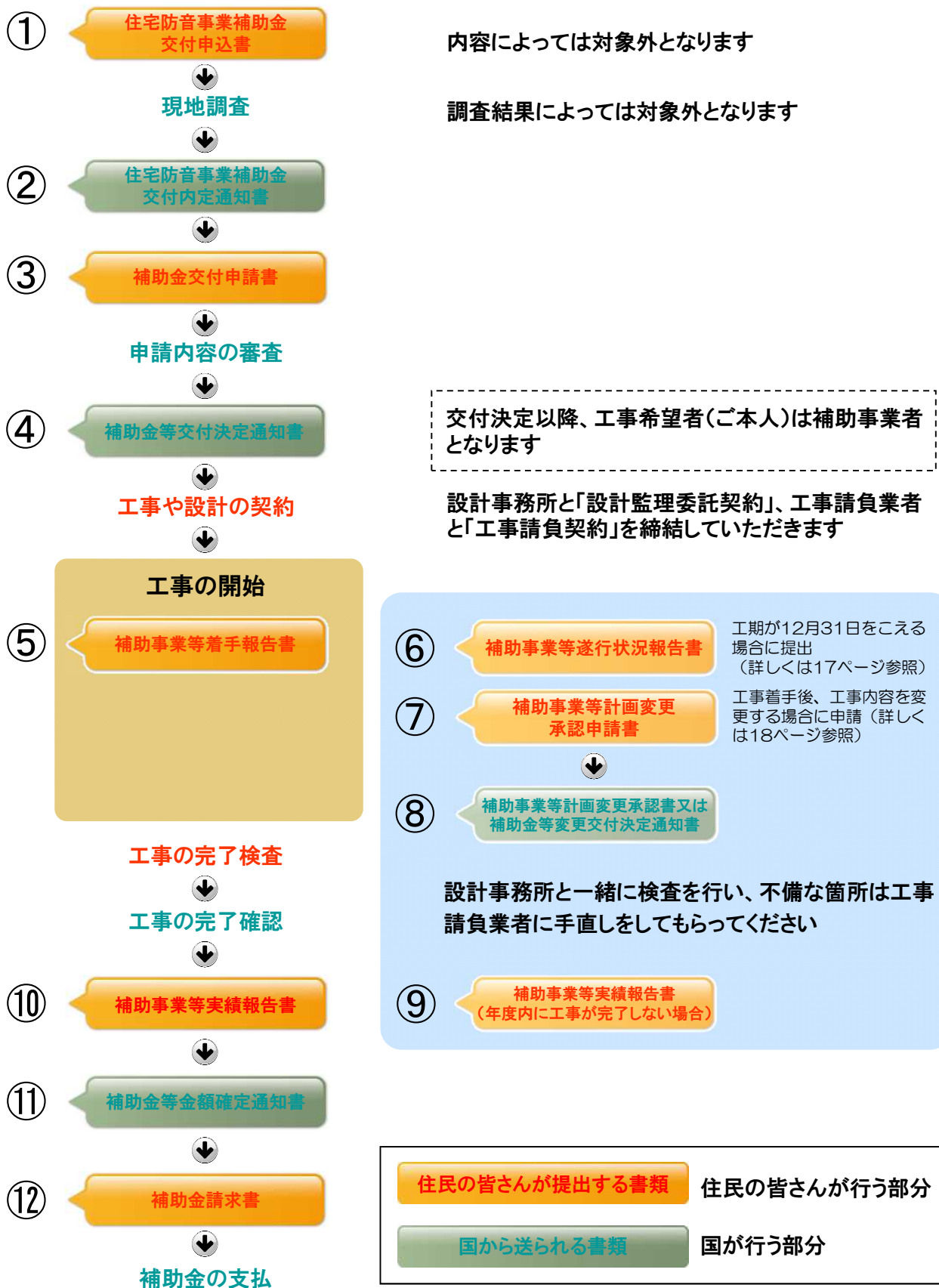
防音工事の工法や使用する材料の性能などについて防衛省が定める「住宅防音工事標準仕方書」に基づき、天井及び外壁の遮音、吸音工事（ただし、鉄筋コンクリート造は施工しない）、開口部の遮音工事及び空気調和工事（換気設備及び冷暖房設備の設置）などの必要な工事を実施します。



区分	第Ⅰ工法	第Ⅱ工法	
施工対象区域	80WECPNL以上の第一種区域	75WECPNL以上80WECPNL未満の第一種区域	
計画防音量	25dB以上	20dB以上	
内容	屋根	在来のまま	
	天井	在来天井を撤去し、防音天井に改造	原則として在来のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間などがある場合は有効な遮音工事を実施
	壁	在来壁を撤去し、防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ(第Ⅰ工法用)の取付	防音サッシ(第Ⅱ工法用)の取付
	内部開口部	防音建具（襖、ガラス戸など）の取付	
	床	原則として在来のまま	
	空気調和設備	換気扇及び冷暖房機などの設置 <input checked="" type="checkbox"/> 換気扇は、防音工事を行う居室に1台設置。ただし防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台 <input checked="" type="checkbox"/> 冷暖房機は、第Ⅰ工法の場合最大4台まで、第Ⅱ工法の場合最大2台まで。ただし、既存に設置されていれば対象外	
その他	防音工事に伴う必要な工事		

C 事務手続について

補助金交付（住宅防音事業）の事務手続の流れ



今後の事務手続については、以下の書類の提出・受領をしていただくこととなります。

なお、事務手続が終わる都度、右端の完了欄のところにチェックを入れて、手続きの進行状況の確認にご使用ください。

	書類名	皆様方が作成する文書	国から送付	完了
①	住宅防音事業補助金交付申込書	 		<input type="checkbox"/>
②	住宅防音事業補助金交付内定通知書		 	<input type="checkbox"/>
③	補助金交付申請書	 		<input type="checkbox"/>
④	補助金等交付決定通知書		 	<input type="checkbox"/>
⑤	補助事業等着手報告書	 		<input type="checkbox"/>
⑥	補助事業等遂行状況報告書	 		<input type="checkbox"/>
⑦	補助事業等計画変更承認申請書	 		<input type="checkbox"/>
⑧	補助事業等計画変更承認書又は補助金等変更交付決定通知書		 	<input type="checkbox"/>
⑨	補助事業等実績報告書 (年度内に工事が完了しない場合)	 		<input type="checkbox"/>
⑩	補助事業等実績報告書 (工事が完了した場合)	 		<input type="checkbox"/>
⑪	補助金等金額確定通知書		 	<input type="checkbox"/>
⑫	補助金請求書	 		<input type="checkbox"/>

⑥、⑦、⑧、⑨については、事情により工事が予定どおり完了しなかった場合などに実施していただくものです。

1 交付申込書

補助金の交付の申込みは、補助金の交付の対象として適正であるかどうかにつき審査するため、住宅の居住状況や建築年月日が分かる事項を「住宅防音事業補助金交付申込書」（参考資料－4ページ）に記入して頂き、また、証明書類を添付して提出していただきます。

参考資料－1～8ページ参照

記入上の注意

工事希望者について

原則として住宅の所有者が工事希望者となります。ただし、借家人が防音工事の実施について所有者の承諾を得た場合は、借家人が工事希望者となることができます。

記入などについて

- 申込書は、黒のボールペンで記入してください。
- 工事希望者の氏名は、住民票の字体で記入してください。（「齋」を「斎」など簡略化しないでください。）
- 日中、留守にしていることが多い方は、日中の連絡先（勤務先、携帯電話の電話番号など）を申込書の住所、氏名欄の余白に記入してください。
- 今後、事業を進めていく上で提出していただく資料に使用する印鑑は、事業完了まで原則として同じものをご使用ください。






申込書の提出に係る委任について

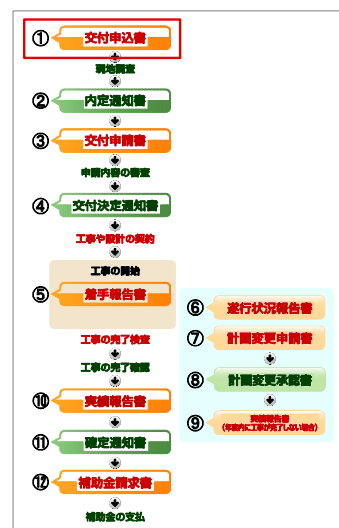
都合により工事希望者（本人）が申込手続きを行えない場合には、他の方に委任することができます。その場合には、「委任状」を作成し、関係書類と併せて提出してください。



必要書類(添付書類)



参考資料－5・6ページ参照

-  登記事項証明書または家屋所在証明書
-  住民票
-  印鑑証明書（現地調査時等に運転免許証等により本人確認をする場合は不要）
-  住宅見取図
-  エアコンの補助台数の決定に係る申告書






-  住宅の建て替え状況
-  住宅防音工事承諾書（住宅の共有者または相続権者がいる場合に必要）





留意事項 **世帯人員の確認などについて**

住宅防音工事は、一部の工事を除き、居住している方の人数に応じて補助対象となる居室数を決定しており、より適正に事業を行うため、居住人数の確認をさせていただきます。




全ての方について

-  提出していただく住民票などと現地調査により居住状況を確認します。
-  現地調査において「今後の転出の予定」を確認します。
-  これらを踏まえ助成の可否を判断します。

交付申込書提出日の3ヶ月前までに転入してきた方について

-  提出していただく住民票などと現地調査により居住状況を確認します。
-  現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の予定」を確認します。
-  これらを踏まえ補助金の助成の可否を判断します。
-  助成の手続きを開始することとなった場合は、
 - ①交付申請書の提出時に、改めて住民票などを提出していただきます。
 - ◇全員または一部の方が転出された場合（転出を予定されている場合を含みます）、また、結婚や出生などにより世帯人員が増加した場合は、対象となる居室数が変更となることがあります。
 - ②実績報告書の提出時に、改めて世帯人員報告書を提出していただきます。

交付申込書提出日の1ヶ月前までに転入してきた方について

-  提出していただく住民票などと現地調査により居住状況を確認します。
-  現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の予定」を確認します。
-  結婚や出生など、戸籍の変更が伴う転入の場合を除き、補助対象となる居室数の決定に係る世帯人員の対象となりません。

防音工事済住宅の解体などについて

防音工事を実施した住宅や住宅防音工事により設置した空気調和機器については、防音工事完了後においても善良な管理をしていただくこととなります。

防音工事完了後、下記に示す処分制限期間内に解体や住宅以外で使用する場合は、地方防衛局長の承認が必要となります。

その際、場合によっては、補助金相当額を返納していただくこととなる場合がありますので、あらかじめ当局にお問い合わせください。

なお、借家人が補助事業者として住宅防音工事を実施した場合は、引っ越しをする際、住宅防音工事に係る一切の義務を、建物所有者に継承する手続きを行ってください。

住 宅

構 造	処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造	47年
ブロック造	38年
金属造（骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る）	34年
金属造（骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る）	27年
金属造（骨格材の肉厚が3mm以下のものに限る）	19年
木造または合成樹脂造	22年
木骨モルタル造	20年

空気調和機器

機 器	処分制限期間
冷暖房機（エアコン）・換気扇など	6年

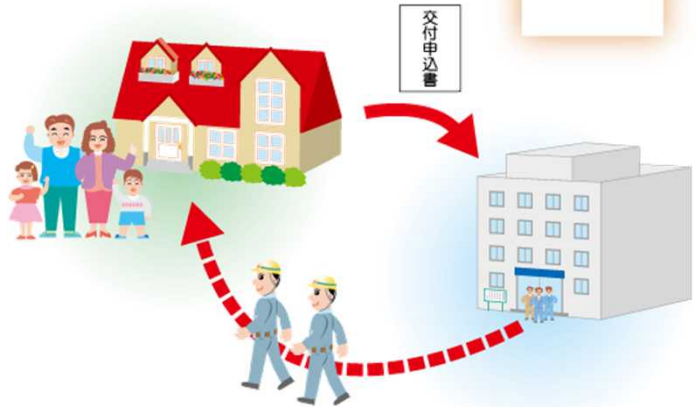
MEMO

2 現地調査

住宅防音事業補助金交付申込書を国に提出されますと、国は申込内容の確認審査を行った後に各世帯ごとに現地調査を行います。

確認内容

- ア 生活実態及び居住状況
- イ 防音工事を行う住宅に現に居住している方の転居予定
- ウ 売却・建替・転居などの予定
- エ 防音工事の実績
- オ エアコンの設置状況
- カ 工事希望者などの本人確認
(申込書提出時に印鑑証明書を添付せず本人確認を行う場合)



留意事項

現地調査の実施時期は、交付申込書を国に提出していただいた後に、国または国から委託を受けた者から連絡があります。

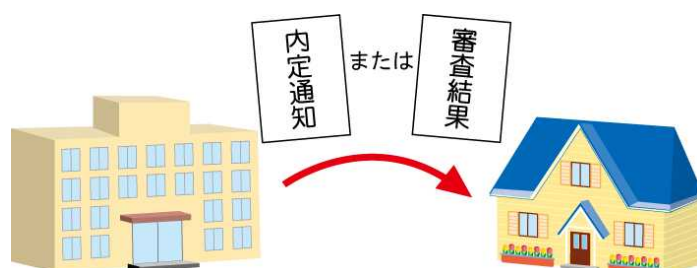
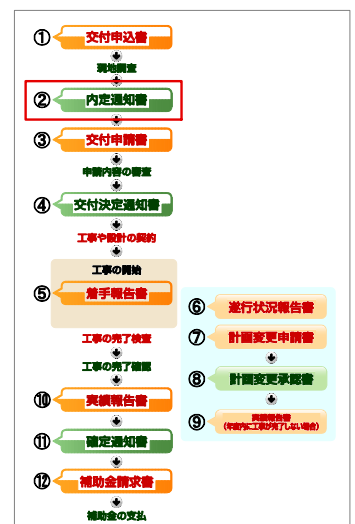
3ヶ月以内に転入している方がいる場合はその理由などを確認します。

3 内定通知書

現地調査を実施した後、補助金を交付することに内定した場合は、「住宅防音事業補助金内定通知書」を通知します。

なお、補助金を交付することが認められない場合には、「交付申込書の審査結果等について（通知）」によりその理由などを通知しますので、ご不明な点がございましたら、当局（パンフレット裏面に記載）までお問い合わせください。

参考資料－9・10ページ参照



4 交付申請書


補助金の交付を申請する場合は、補助事業等の目的や内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した「補助金交付申請書」を提出していただきます。

参考資料－11～13ページ参照




必要書類(添付書類)

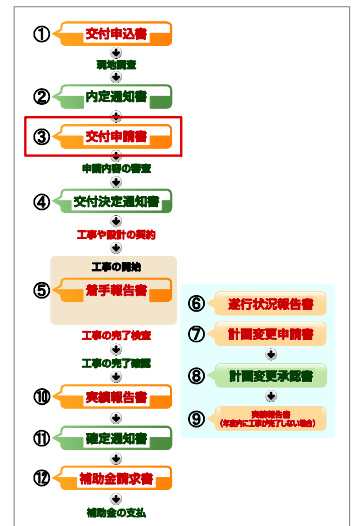
-  設計図書(図面及び設計書)

必要に応じて提出する書類

-  交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方がいる場合
 - ・住民票または外国人登録原票記載事項証明書
(補助金交付申請書の提出前2週間以内に作成されたもので、世帯全員が記載されているもの)

留意事項

-  借家などの場合は、原則として住宅の所有者の方が申請者になっていただくことになります。
-  審査の結果、補助金の交付の対象として認められないこととなる場合があることを、あらかじめご承知おきください。
-  国または国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で記入・押印をしてください。



補助対象経費について

補助金の交付の対象とする経費は「工事費」と「設計監理費」で、それぞれ表第4・5の限度額を超えない範囲で交付されます。

表第4

工事室数	工事費の限度額			
	80W以上		75W以上80W未満	
	農村型住宅	都市型住宅	農村型住宅	都市型住宅
1室	3,085千円	2,674千円	1,799千円	1,645千円
2室	5,194千円	4,422千円	2,982千円	2,674千円
3室	7,045千円	6,119千円	3,959千円	3,394千円
4室	8,845千円	7,662千円	4,782千円	4,114千円
5室以上	10,234千円	8,794千円	5,502千円	4,731千円

※農村型住宅とは、居住部分と土間、板の間などの作業場が結合した建築様式の住宅です

※都市型住宅とは、農村型住宅以外の住宅です

※防音区画改善工事または外郭防音工事を実施する場合で、居室以外の区画を含めて工事する場合は、上記表のそれぞれの額に農村型住宅は1,799千円、都市型住宅は1,645千円を加算できます

設計監理費の限度額

※表中のAは工事費です。計算した額は千円未満を切り捨ててください。

 **農村型住宅**

※農村型住宅とは、居住部分と土間、板の間等の作業場が結合した建築様式の住宅です

80W以上区域										
工事費 工事室数	3,085千円未満	3,085千円以上 4,627千円未満	4,627千円以上 5,194千円未満	5,194千円以上 5,936千円未満	5,936千円以上 7,045千円未満	7,045千円以上 8,219千円未満	8,219千円以上 8,845千円未満	8,845千円以上 9,649千円未満	9,649千円以上 10,234千円未満	10,234千円以上
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1室	A×0.12	370	370	370	370	370	370	370	370	370
2室	A×0.12	370	A×0.08	415	415	415	415	415	415	415
3室	A×0.12	370	A×0.08	415	A×0.07	493	493	493	493	493
4室	A×0.12	370	A×0.08	415	A×0.07	493	A×0.06	530	530	530
5室以上	A×0.12	370	A×0.08	415	A×0.07	493	A×0.06	530	A×0.055	562

75W以上80W未満区域										
工事費 工事室数	1,799千円未満	1,799千円以上 2,698千円未満	2,698千円以上 2,982千円未満	2,982千円以上 3,408千円未満	3,408千円以上 3,959千円未満	3,959千円以上 4,618千円未満	4,618千円以上 4,782千円未満	4,782千円以上 5,216千円未満	5,216千円以上 5,502千円未満	5,502千円以上
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1室	A×0.12	215	215	215	215	215	215	215	215	215
2室	A×0.12	215	A×0.08	238	238	238	238	238	238	238
3室	A×0.12	215	A×0.08	238	A×0.07	277	277	277	277	277
4室	A×0.12	215	A×0.08	238	A×0.07	277	A×0.06	286	286	286
5室以上	A×0.12	215	A×0.08	238	A×0.07	277	A×0.06	286	A×0.055	302

 **都市型住宅**

※都市型住宅とは、農村型住宅以外の住宅です

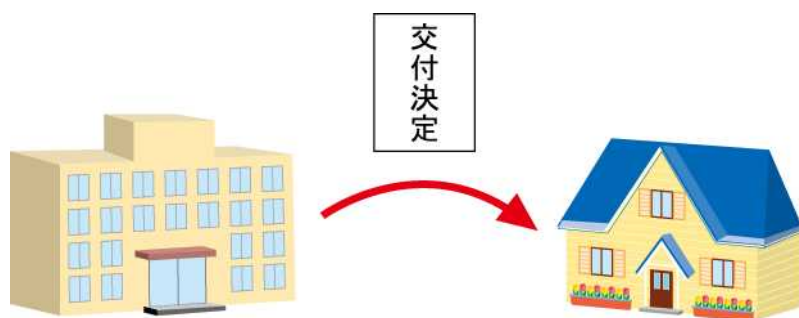
80W以上区域										
工事費 工事室数	2,674千円未満	2,674千円以上 4,011千円未満	4,011千円以上 4,422千円未満	4,422千円以上 5,053千円未満	5,053千円以上 6,119千円未満	6,119千円以上 7,138千円未満	7,138千円以上 7,662千円未満	7,662千円以上 8,358千円未満	8,358千円以上 8,794千円未満	8,794千円以上
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1室	A×0.12	320	320	320	320	320	320	320	320	320
2室	A×0.12	320	A×0.08	353	353	353	353	353	353	353
3室	A×0.12	320	A×0.08	353	A×0.07	428	428	428	428	428
4室	A×0.12	320	A×0.08	353	A×0.07	428	A×0.06	459	459	459
5室以上	A×0.12	320	A×0.08	353	A×0.07	428	A×0.06	459	A×0.055	483

75W以上80W未満区域										
工事費 工事室数	1,645千円未満	1,645千円以上 2,467千円未満	2,467千円以上 2,674千円未満	2,674千円以上 3,056千円未満	3,056千円以上 3,394千円未満	3,394千円以上 3,959千円未満	3,959千円以上 4,114千円未満	4,114千円以上 4,488千円未満	4,488千円以上 4,731千円未満	4,731千円以上
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1室	A×0.12	197	197	197	197	197	197	197	197	197
2室	A×0.12	197	A×0.08	213	213	213	213	213	213	213
3室	A×0.12	197	A×0.08	213	A×0.07	237	237	237	237	237
4室	A×0.12	197	A×0.08	213	A×0.07	237	A×0.06	246	246	246
5室以上	A×0.12	197	A×0.08	213	A×0.07	237	A×0.06	246	A×0.055	260

5 交付決定通知書

皆様方から補助金交付申請書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかなどを審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、「補助金等交付決定通知書」を通知します。

参考資料-14ページ参照



6 工事や設計の契約

皆様方の住宅を改造工事しますので、工事の内容をしっかりと監理していただく必要があります。また防音工事は国民の皆様からの税金で行われていますので公正に契約金額を決定していただく必要があります。

このため防音工事の契約は、以下の内容をご確認の上、諸手続を行ってください。

補助金交付の条件(契約関係)

- ☑ 補助金等交付決定通知書において、以下の条件が課せられます。
 - ① 請負・委託契約については、それぞれ別の者（資本又は人事面において関連がなく、補助事業等の公正な遂行に支障を及ぼすおそれのない者）と締結しなければならない。
 - ② 請負・委託契約の締結に際しては、公正に契約金額を決定しなければならない。
 - ③ 請負・委託契約の締結に際しては、請負業者及び受託業者が、契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない旨を明記した契約書を作成しなければならない。

契約相手方の選定

- ✓ 工事請負契約及び設計監理委託契約は、それぞれ別の者（※）と締結してください。
- ✓ 契約を予定する相手方に、上記「補助金交付の条件」を伝え、資本又は人事面において関連のない別の者であることを確認してください。
- ✓ なお、口頭の確認では心配な場合は、契約締結時に誓約書を取り付けるなどしてください。

※「別の者」とは、当事者間に次のような関連がない者です。

資本面：一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている。

人事面：双方の会社の代表権を有する役員が兼職している。

契約金額の決定など

- ✓ 公正に契約金額を決定するため、以下の事項を厳守してください。
 - ◇ 工事請負契約及び設計監理委託契約は、交付決定額を提示せずに、見積書を徴取した上で、契約を締結してください。
 - ◇ なお、工事請負契約は、共同住宅（いわゆる2世帯住宅を除く。）で複数世帯を同一時期に発注する場合は、原則として競争入札や複数の工事請負者から見積書を徴取した上で契約を行ってください。
 - ◇ 徴取した見積書などについては、防音工事が交付決定の内容やこれに附した条件に適合するかなどを確認するために必要となるので、大切に保管してください。

6

守秘義務等について

- ✓ 契約書には、守秘義務に係る事項を盛り込んでください。
- ✓ 具体的には以下の例に沿った内容が、契約書または契約書の特約条項に記述があることを確認し、契約を締結してください。

第〇条 乙は、この契約の履行に関して知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、第〇条の業務を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

第〇条 乙は、この契約の履行により取得した個人情報を実業を実施するための目的以外に使用しないものとする。



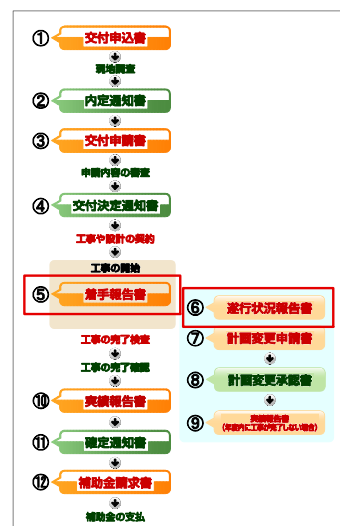
7 着手報告書

工事に着手した場合は工事に係る契約状況や着手した年月日を記載した着手報告書を提出していただきます。

参考資料－15ページ参照

留意事項

- ❑ 着手報告書の提出は、工事の着手後7日以内に提出してください。
- ❑ ただし、工事の着手後7日以内に工事が完了する場合は、着手報告書を提出する必要はありません。
- ❑ 国または国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で記入・押印をしてください。



8 遂行状況報告書

工事に着手した後に工期が12月31日をこえる場合は、12月31日時点の出来高や進捗率などを記載した遂行状況報告書を提出していただきます。

なお工事の着手後3ヶ月以内に工事が完了する場合や、工事の着手後1ヶ月以内に12月31日になる場合は、遂行状況報告書を提出する必要はありません。

参考資料－16ページ参照

留意事項

- ❑ 遂行状況報告書の提出は、工事の着手後12月31日現在の遂行状況を翌年1月14日までに提出してください。
- ❑ 国または国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で記入・押印をしてください。

9 計画変更申請書


工事に着手した後に、以下の変更がある場合は、計画変更承認申請書を提出していただきます。

- 工事の完了予定期日を1月以上延期する場合
- 工事の完了予定期日を4月1日以降まで延期する場合
- 工事を行う居室、居室の数または面積を変更する場合
- 工事費（工事雑費を除く。）を工事雑費または設計監理費へ流用する場合
- 金属製建具の材料または気密機構を変更する場合
- 空気調和機器の品目、規格、型式または数量を変更する場合
- 音響の防止の効果を軽減するおそれのある工法または材料に変更する場合

参考資料－17ページ参照





必要書類(添付書類)



-  理由書



必要に応じて提出する書類

-  設計書（計画の変更に伴い変更を必要とした箇所）は、変更前と変更後の計画の違いが比較できるよう修正を加えたもの
-  図面（計画の変更に伴い変更を必要とした箇所）は、変更後の内容を明示したもの

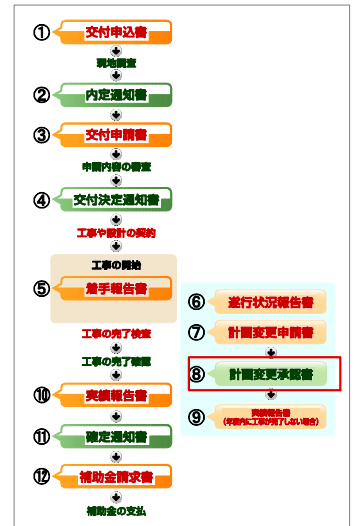
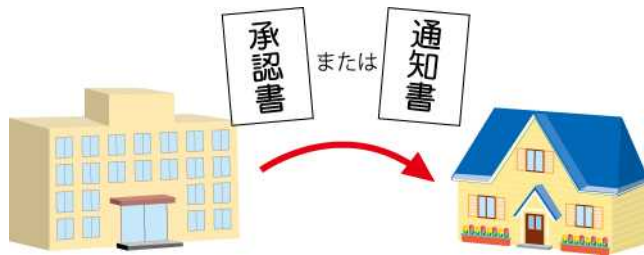
留意事項

-  変更がある場合は、まず、国または国から委託を受けた者に連絡してください。
-  国または国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で記入・押印をしてください。

10 計画変更承認書

皆様方から計画変更承認申請書の提出を受け、理由や内容が適正であるかなどを審査し、「補助事業等計画変更承認書」または「補助金等変更交付決定通知書」を通知します。

参考資料-18・19ページ参照




11 工事の完了

工事が完了しましたら、設計図書どおりに工事がなされているかを設計事務所と皆様方で検査をしていただきます。

検査をしていただいた後に、国は交付決定の内容どおりに工事がなされているかを現地または工事写真などで確認します。

留意事項

-  設計事務所による検査や国の確認により不備な箇所が認められたときは、工事請負業者に手直しを行ってもらってください。



12 実績報告書

工事が完了した場合

工事の完了が確認できましたら、「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

参考資料－20～22ページ参照

必要に応じて提出する書類

- ✎ 交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方がいる場合
 - ・世帯人員報告書（実績報告時）
- ✎ 計画変更承認申請書の提出を要しない軽微な変更（18ページに示す変更以外のもの）があった場合
 - ・設計書（変更前と変更後の違いが比較できるもの）
 - ・図面（変更後の内容を明示したもの）



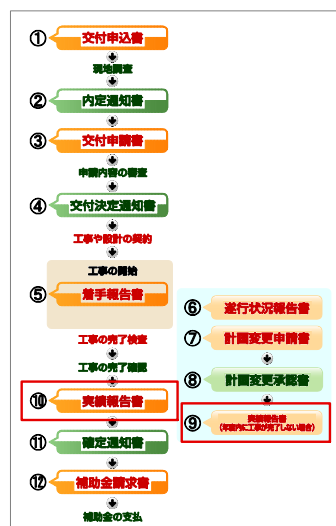
留意事項

- ✎ 交付申込書の提出前3ヶ月以内に転入している方がいる場合は、世帯人員の確認のため、国が自治体より住民票を取得し、また、現地調査を行うなど、十分な審査を行います。
- ✎ 国または国から委託を受けた者から、記入内容の説明を受け、確認した上で記入・押印をしてください。

会計年度内に工事が完了しない場合

交付決定が行われた会計年度内（4月1日～翌年3月31日）に工事が完了しない場合は「補助事業等実績報告書」を国に提出していただきます。

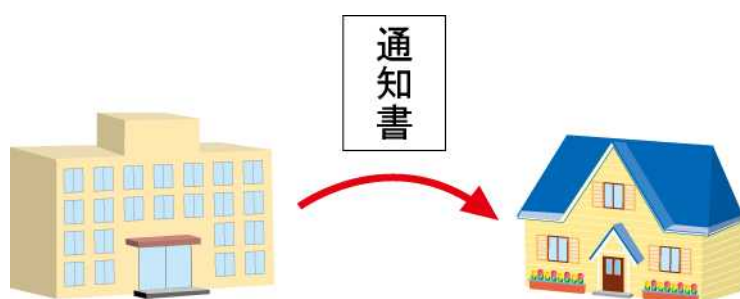
参考資料－23・24ページ参照



13 確定通知書

皆様方から実績報告書の提出を受け、補助事業等の目的や内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかなどを審査し、交付決定の内容どおりであると認めるときは、「補助金等金額確定通知書」を通知します。

参考資料-25ページ参照

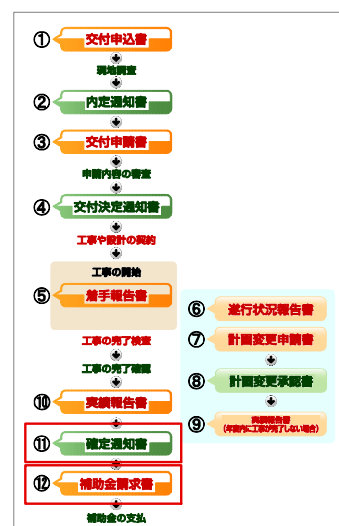


14 補助金の請求・支払

国から「補助金等金額確定通知書」が届きましたら、確定補助額をご確認いただき、国に対し補助金の請求をしていただきます。

皆様方は、国に対する請求や工事請負業者などへの支払を国が指定する者に委任していただきます。その後、国が指定する者から工事請負業者などへ補助金の支払いを行います。

なお、場合によっては国に直接請求していただくこともあります。



住宅防音工事の相談窓口となる国の機関



対象飛行場

厚木飛行場

浜松飛行場

静浜飛行場

《お問い合わせ先》

- 南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課、第2課
〒231-0003
神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎
TEL.045-211-7113
URL : <http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/>
- 座間防衛事務所（厚木飛行場）
〒242-0004
神奈川県大和市鶴間1-13-2
TEL.046-261-2063
- 浜松防衛事務所（浜松飛行場、静浜飛行場）
〒430-0929
静岡県浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎
TEL.053-453-8958

